【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の４の４第１項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年11月25日
【会社名】	株式会社プラップジャパン
【英訳名】	PRAP Japan，Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 鈴木 勇夫
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	東京都港区赤坂九丁目７番２号 ミッドタウン・イースト
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

１ 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長鈴木勇夫は、当社グループの財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について(意見書)」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

２ 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当連結会計年度の末日である2026年８月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しております。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制(全社的な内部統制)の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社及び連結子会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しております。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、財務報告に対する金額的及び質的影響並びにその発生可能性を考慮して決定しており、当社と連結子会社８社の計９社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定いたしました。なお、連結子会社２社については、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めておりません。

当社グループは、PRコンサルティングを軸に、デジタルサービスを含めた総合的なコミュニケーション・コンサルティング事業を展開しております。経営管理上各事業拠点における売上高が事業活動の成果を計る指標として最も重視されていることから、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲につきましては、各事業拠点の前連結会計年度の連結売上高(連結会社間取引消去後)の金額を高い順から合算していき、連結売上高の概ね２／３に達している株式会社プラップジャパン、北京普楽普公共関係顧問有限公司及び北京博瑞九如公共関係顧問有限公司を「重要な事業拠点」に選定いたしました。

当社グループは事業セグメントを、コミュニケーションサービス事業、デジタルソリューション事業、海外事業の３区分としており、上述の重要な事業拠点のうち、株式会社プラップジャパンはコミュニケーションサービス事業、北京普楽普公共関係顧問有限公司及び北京博瑞九如公共関係顧問有限公司は海外事業にそれぞれ属しております。そのため、質的重要性の観点から、中期経営計画における成長戦略の一角であるデジタルソリューション事業内でより事業上重要である株式会社プレシジョンマーケティングを重要な事業拠点に追加選定いたしました。

選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として、PRコンサルティング業務を中心にデジタルマーケティング業務などの関連業務を行う当社グループの経営成績を判断する上で重要な売上及び売掛金、棚卸資産、外注費及び広告費に至る業務プロセスを評価の対象としました。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点も含めた範囲について、重要な見積りの不確実性を伴う等、財務報告への影響が大きいと判断した勘定科目に関連する業務プロセスとして、のれんの評価に係る業務プロセスを評価対象に追加しております。

３ 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当連結会計年度末日時点において、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

４ 【付記事項】

該当事項はありません。

５ 【特記事項】

該当事項はありません。